

てんかんのある方が利用できる制度について



自立支援医療制度(精神通院医療)

どんな制度?	外来医療費や薬剤費の自己負担が軽減されます。(原則1割負担となり、所得により上限が定められています。)入院の場合は対象外です。
対象となる方は?	てんかんや精神疾患で通院治療をしている方が対象となります。
手続き方法は?	お住まいの市区町村の障害担当窓口に申請してください。

精神障害者保健福祉手帳

どんな制度?	税制上の優遇措置や、携帯電話の基本使用料金の割引などが受けられます。その他、1級の場合は、「重度心身障害者(児)医療給付制度」の対象となり、医療費の助成が受けられます(65歳以上で新規に手帳を取得した方、生活保護を受給している方、一定所得以上の方(自立支援医療に準じる)は対象外)。
対象となる方は?	初診日から半年以上経過し、てんかんや精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象となります。
手続き方法は?	お住まいの市区町村の障害担当窓口に申請してください。

障害年金

どんな制度?	一定の障害状態にあると認められると、年金が受給できます。
対象となる方は?	てんかん発作の程度や頻度、日常生活又は社会生活への制約が一定の状態にある方が対象となります。また、初診日や保険料納付の要件を満たす必要があります。
手続き方法は?	基礎年金はお住まいの市区町村の年金管轄窓口または年金事務所、厚生年金は年金事務所に相談してください。

くわしくは各窓口にご確認ください。

また、各制度を申請する際に医師の証明書や診断書等が必要になりますので、事前に主治医に相談してください。

お問い合わせ 千葉県循環器病センター TEL 0436-88-3111
千葉県障害者福祉推進課 TEL 043-223-2680



千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業

▶ がん患者さん等が、妊孕性温存を行う場合の費用を助成します。

将来、子どもを産み育てることを望む小児・AYA 世代のがん患者さん等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法に要する費用の一部助成を令和3年度から開始します。

※ AYA 世代: Adolescent and Young Adult 思春期・若年成人世代

▶ がん等の治療開始前にまず、相談を。

妊孕性温存療法は、がん等の治療開始前に行います。妊孕性温存を希望する場合は、治療前の早い段階でがん等治療の担当医に相談をしてください。

その上で、妊孕性温存を検討する場合は、妊孕性温存を行っている施設を受診し、生殖医療を専門とする医師の診察を受ける必要があります。

▶ 制度の詳細については、県ホームページをご確認ください。

対象となる治療の凍結保存時に43歳未満である方が対象となります。県指定の妊孕性温存医療機関、対象となる治療、助成額等の詳細につきましては、県ホームページをご確認いただくか、健康づくり支援課へお問合せください。



千葉県ホームページ 小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/gan/ninyouseionzon.html>

お問い合わせ 千葉県健康福祉部健康づくり支援課 TEL 043-223-2402

骨髄バンクにご協力を『あなたの勇気が命をつなぎます』

骨髄・末梢血幹細胞移植は、白血病などの血液の病気を治すための有効な治療法です。

毎年約2000人の方が骨髄バンクを介してドナーを探していますが、骨髄移植等には患者とドナーの白血球の型(HLA型)が合致する必要があるため、その確率は数百～数万分の一といわれています。

一人でも多くの患者さんが移植を受けられるよう、骨髄バンクへのドナー登録をお願いします。

ドナー登録は献血ルーム等で受け付けています。

令和2年7月1日にSNSを通じてドナー登録者の提供意思の継続や、若年層の新規ドナー登録を推進するために、公益財団法人日本骨髄バンクのLINE公式アカウントが開設されました。

下記のコードより友達追加ができます。疑問や不安を解消するためにお役立てください。

また、ドナーの方やドナーが勤務する事業所に対し、助成金を交付している市町村もあります。詳しくは市役所・町村役場にお問い合わせください。

お問い合わせ

(公財) 日本骨髄バンク TEL 03-5280-1789

県薬務課 TEL 043-223-2614

ホームページ <https://www.jmdp.or.jp/>



知ってほしいな、里親制度のこと —あなたを待っている子どもたちがいます—

▶ 社会的養護が必要な子どもたちとは？

様々な事情で、家庭で生活することができない子どもたちがいます。

そうした子どもたちが健やかに成長していくために、社会全体で育てる、いわゆる「社会的養護」がより求められています。

▶ 里親制度とは？

社会的養護を必要とする子どもを、保護者に代わって家庭的な雰囲気の中で、愛情深く育ててくださる方を里親といいます。

特定の大人との愛着関係の下で養育されることで、子どもたちの自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な基本的信頼感を獲得できます。そのほか、家庭生活を体験することで、将来、子どもたちが家庭生活を築く上でのモデルとすることなどが期待できます。

しかし、令和元年度末時点で、本県における里親等への委託率は29.7%です。そのため、今後更に家庭的な環境で生活できる子どもたちの割合を増やしていくために里親さんを増やす必要があります。

▶ あなたも里親になりませんか？

里親は特別な制度ではありません。子どもたちへの豊かな愛情を持っていること、健康であること、研修を受講していることなどの里親になるための必要な要件を満たせば、県の認定を受けて里親になることができます。

まずは管轄の児童相談所にお問い合わせください。



お問い合わせ 千葉県健康福祉部児童家庭課 TEL 043-223-2357